

設楽町公示 第9号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間 当町生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月1日

公共下水道管理者  
設楽町長 土屋 浩

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
令和7年4月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
田口字杉平の一部、田口字杉平向の一部、田口字上原の一部、  
田口字向木屋の一部、田口字大田の一部、田口字下杉平の一部、  
田口字上杉平の一部、田口字松洞の一部、田口字町浦の一部、  
清崎字広畑の一部、清崎字札木坪の一部、清崎字深田の一部、  
清崎字道満の一部、清崎字山本の一部、清崎字水口の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
別紙 排水施設位置図のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
- 5 処理を開始する終末処理場の位置  
北設楽郡設楽町田口字折地7番地3
- 6 処理を開始する終末処理場の名称  
田口浄化センター